

議案第15号

北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例の制定について

北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例を次のように制定する。

令和5年2月20日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例

目次

- 第1章 北本市栄市民活動交流センター（第1条－第19条）
- 第2章 北本市勤労福祉・コミュニティセンター（第20条－第39条）
- 第3章 北本市市民公益活動支援センター（第40条－第46条）
- 第4章 北本市高齢者ラウンジ（第47条－第57条）
- 第5章 北本市保健センター等（第58条－第61条）
 - 第1節 北本市保健センター（第58条）
 - 第2節 北本市立教育センター（第59条）
 - 第3節 北本市障害児学童保育室（第60条）
 - 第4節 石戸第二学童保育室（第61条）
- 第6章 コミュニティ広場（第62条－第68条）
- 第7章 雑則（第69条）

附則

第1章 北本市栄市民活動交流センター

(目的及び設置)

第1条 市民の楽しみ及び生きがいのある暮らしを支援するとともに、様々な人が未来に向かって集い、つながる場を提供し、もって市民福祉の向上に寄与するため、北本市栄市民活動交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北本市栄市民活動交流センター	北本市栄1番地1

(構成施設)

第3条 交流センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 北本市勤労福祉・コミュニティセンター
- (2) 北本市市民公益活動支援センター
- (3) 北本市高齢者ラウンジ
- (4) 北本市保健センター
- (5) 北本市立教育センター
- (6) 北本市障害児学童保育室
- (7) 石戸第二学童保育室
- (8) コミュニティ広場
- (9) 駐車場、通路その他の共用施設

(指定管理者による管理)

第4条 交流センター（前条第9号に掲げる施設に限る。以下次条第1号の規定を除き、この章において同じ。）の管理は、法人その他の団体であって、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下この章において「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交流センターの総合調整に関する業務
- (2) 交流センターの施設、設備及び備品の維持管理に関する業務

(指定管理者の募集)

第6条 教育委員会は、指定管理者に交流センターの管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 交流センターの事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 前条第1号に掲げる事業計画書により交流センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (2) 交流センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (3) 第5条に規定する業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 交流センターの管理業務の実施状況
- (2) 交流センターの管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による交流センターの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第10条 教育委員会は、交流センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(休館日)

第12条 交流センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、交流センターの管理上必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用時間)

第13条 交流センターの施設等を利用することができる時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 小学校の休業日（石戸第二学童保育室の休業日を除く日に限る。）に係る前項の規定の適用については、同項中「午前8時30分」とあるのは「午前7時30分」とする。

3 石戸第二学童保育室における延長保育を実施する日に係る第1項の規定の適用については、同項中「午前8時30分」とあるのは「午前7時」とする。

4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者は、交流センターの管理上必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(個人情報 の 適正管理)

第14条 指定管理者は、第5条に規定する業務を通じて取得した個人

に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

(遵守事項及び指定管理者の指示)

第15条 指定管理者は、交流センターの利用者の遵守事項を定め、及び交流センターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(原状回復)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第11条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第17条 指定管理者又は交流センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、交流センターの施設若しくは設備を損傷し、又は交流センターの物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の禁止等)

第18条 指定管理者は、交流センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

(販売行為等の禁止)

第19条 交流センター内においては、物品の販売及び宣伝、保険の勧誘その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

第2章 北本市勤労福祉・コミュニティセンター

(目的及び設置)

第20条 勤労者その他市民の教養、文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市民相互の交流により、信頼と協力に満ちた地域社会の形成と市民の教養、文化の向上に寄与するため、北本市勤労福祉・コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）を設置する。

(名称、位置及び施設)

第 2 1 条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北本市勤労福祉・コミュニティセンター	北本市栄 1 番地 1

2 コミュニティセンターの施設は、別表に掲げるとおりとする。

(指定管理者による管理等)

第 2 2 条 コミュニティセンターの管理等については、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 1 0 条及び第 1 1 条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 4 条	交流センター（前条第 9 号に掲げる施設に限る。以下次条第 1 号の規定を除き、この章において同じ。）	コミュニティセンター
第 6 条	交流センター	コミュニティセンター
第 7 条	第 4 条	第 2 2 条の規定により準用する第 4 条
	交流センター	コミュニティセンター
第 1 0 条	交流センター	コミュニティセンター
第 1 1 条	前条	第 2 2 条の規定により準用する第 1 0 条

(指定管理者が行う業務)

第 2 3 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) コミュニティセンターの施設等（設備及び備品を含む。以下この章において同じ。）の利用の許可に関する業務
- (2) コミュニティセンターの施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、コミュニティセンターの運営に関する事務のうち、教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定)

第24条 教育委員会は、第22条の規定により準用する第7条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) コミュニティセンターの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 第22条の規定により準用する第7条第1号に掲げる事業計画書によりコミュニティセンターの効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) コミュニティセンターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前条に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第25条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第22条の規定により準用する第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) コミュニティセンターの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) コミュニティセンターの施設等の利用に係る料金（以下この章において「利用料金」という。）の収入の実績
- (3) コミュニティセンターの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるコミュニティセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(休館日)

第26条 コミュニティセンターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第4月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その翌日）
- (2) 12月28日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、コミュニティセンターの管理上必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

（利用時間）

第27条 コミュニティセンターの施設等を利用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

（利用期間）

第28条 コミュニティセンターの施設等を引き続き利用することができる期間は、6日を限度とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

（利用の許可）

第29条 コミュニティセンターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可をしてはならない。

- (1) コミュニティセンターの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他コミュニティセンターの設置の目的に反すると認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

（利用権の譲渡等の禁止）

第30条 前条第1項の許可を受けた者（以下この章において「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなら

ない。

(造作等の制限)

第 3 1 条 利用権利者は、利用のためコミュニティセンターの施設等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第 3 2 条 指定管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はコミュニティセンターの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第 2 9 条第 3 項の規定による条件又は第 3 4 条の規定により準用する第 1 5 条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- (2) 第 3 0 条の規定に違反したとき。
- (3) 前条の規定による制限を守らないとき。
- (4) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市及び指定管理者は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第 3 3 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第 2 2 条の規定により準用する第 1 1 条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用権利者は、コミュニティセンターの施設等の利用を終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復しなければならない。前条第 1 項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(準用)

第 3 4 条 第 1 4 条、第 1 5 条及び第 1 7 条から第 1 9 条までの規定は、コミュニティセンターについて準用する。この場合において、次の表

の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 4 条	第 5 条	第 2 3 条
第 1 5 条、第 1 7 条、第 1 8 条及び第 1 9 条	交流センター	コミュニティセンター

(利用料金)

第 3 5 条 利用権利者は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めた利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の収入)

第 3 6 条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(利用料金の免除)

第 3 7 条 指定管理者は、利用権利者がコミュニティセンターの施設等を利用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請により第 3 5 条に規定する利用料金を免除することができる。

- (1) 市又は市の教育機関が主催する事業
- (2) 市が構成員となっている団体が主催する事業
- (3) 市又は市の教育機関が共催する事業
- (4) その他公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの

(利用料金の還付)

第 3 8 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- (1) コミュニティセンターの管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、コミュニティセンターの施設等を利用できないとき。

(委任)

第 3 9 条 この章に定めるもののほか、コミュニティセンターの管理に

関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第3章 北本市市民公益活動支援センター

(目的及び設置)

第40条 市内で活動する法人その他の団体の市民公益活動（北本市協働推進条例（平成24年条例第25号）第2条第4号に規定する市民公益活動をいう。）の推進を図るため、北本市市民公益活動支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第41条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北本市市民公益活動支援センター	北本市栄1番地1

(指定管理者による管理等)

第42条 支援センターの管理等については、第4条、第6条、第7条、第9条から第11条まで、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条	交流センター（前条第9号に掲げる施設に限る。以下次条第1号の規定を除き、この章において同じ。）	支援センター
	北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）	市長
第6条	教育委員会	市長
	交流センター	支援センター
第7条	第4条	第42条の規定により準用する第4条
	教育委員会	市長
	交流センター	支援センター

第 9 条	教育委員会	市長
	第 1 1 条第 1 項	第 4 2 条の規定により準用する第 1 1 条第 1 項
	交流センター	支援センター
第 1 0 条	教育委員会	市長
	交流センター	支援センター
第 1 1 条	教育委員会	市長
	前条	第 4 2 条の規定により準用する第 1 0 条
第 2 3 条	コミュニティセンター	支援センター
	教育委員会	市長
第 2 4 条	教育委員会	市長
	第 2 2 条	第 4 2 条
	コミュニティセンター	支援センター
	前条	第 4 2 条の規定により準用する第 2 3 条

(利用者の範囲)

第 4 3 条 支援センターを利用することができるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人その他の団体とする。

- (1) 市民公益活動を行う団体であること。
- (2) 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動する者により構成されていること。
- (3) 市内に活動拠点を置く団体であること。
- (4) その構成員が 2 人以上であること。

(準用)

第 4 4 条 第 1 4 条、第 1 5 条、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 6 条から第 3 3 条までの規定は、支援センターについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 4 条	第 5 条	第 4 2 条の規定により準
---------	-------	----------------

		用する第23条
第15条、第17条及び第18条	交流センター	支援センター
第19条	交流センター	支援センター
	教育委員会	市長
第26条、第27条及び第28条	コミュニティセンター	支援センター
	教育委員会	市長
第29条	コミュニティセンター	支援センター
第30条	前条第1項	第44条の規定により準用する第29条第1項
第31条	コミュニティセンター	支援センター
第32条	コミュニティセンター	支援センター
	第29条	第44条の規定により準用する第29条
	第34条	第44条
	第30条	第44条の規定により準用する第30条
	前条	第44条の規定により準用する第31条
第33条	第22条	第42条
	教育委員会	市長
	コミュニティセンター	支援センター
	前条第1項	第44条の規定により準用する第32条第1項

(利用料金)

第45条 支援センターの利用料金は、無料とする。

(委任)

第46条 この章に定めるもののほか、支援センターの管理に関し必要

な事項は、市長が別に定める。

第4章 北本市高齢者ラウンジ

(目的及び設置)

第47条 高齢者等からの各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上のための便宜を総合的に供与し、もって高齢者福祉の増進を図るため、北本市高齢者ラウンジ（以下「ラウンジ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第48条 ラウンジの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北本市高齢者ラウンジ	北本市栄1番地1

(事業)

第49条 ラウンジでは、第47条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者等の生活相談、健康相談その他の各種相談
 - (2) 高齢者等の健康の増進及び教養の向上についての指導
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業
- (指定管理者による管理等)

第50条 ラウンジの管理等については、第4条及び第6条から第11条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条	交流センター（前条第9号に掲げる施設に限る。以下次条第1号の規定を除き、この章において同じ。）	ラウンジ
	北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）	市長

第 6 条	教育委員会	市長
	交流センター	ラウンジ
第 7 条	第 4 条	第 5 0 条の規定により準用する第 4 条
	教育委員会	市長
	交流センター	ラウンジ
第 8 条	教育委員会	市長
	前条	第 5 0 条の規定により準用する第 7 条
	交流センター	ラウンジ
	第 5 条	第 5 1 条
第 9 条	教育委員会	市長
	第 1 1 条第 1 項	第 5 0 条の規定により準用する第 1 1 条第 1 項
	交流センター	ラウンジ
第 1 0 条	教育委員会	市長
	交流センター	ラウンジ
第 1 1 条	教育委員会	市長
	前条	第 5 0 条の規定により準用する第 1 0 条

(指定管理者が行う業務)

第 5 1 条 指定管理者は、ラウンジの施設、設備及び備品の維持管理に関する業務を行うものとする。

(利用者の範囲)

第 5 2 条 ラウンジを利用することができる者は、次に掲げる者のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する 6 0 歳以上の者又はこれに準ずる者
- (2) 前号に規定する者の介助等を行う者
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、市長が必要と認める者

(休館日)

第53条 ラウンジの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長がラウンジの管理上必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 1月2日、3日及び12月29日から12月31日までの日
(利用時間)

第54条 ラウンジの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(準用)

第55条 第14条から第19条までの規定は、ラウンジについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第14条	第5条	第51条
第15条	交流センター	ラウンジ
第16条	第11条第1項	第50条の規定により準用する第11条第1項
	教育委員会	市長
第17条及び 第18条	交流センター	ラウンジ
第19条	交流センター	ラウンジ
	教育委員会	市長

(使用料)

第56条 ラウンジの使用料は、無料とする。

(委任)

第57条 この章に定めるもののほか、ラウンジの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 北本市保健センター等

第1節 北本市保健センター

(北本市保健センター)

第58条 北本市保健センターについては、北本市保健センター設置及び管理条例(昭和53年条例第33号)の定めるところによる。

第2節 北本市立教育センター

(北本市立教育センター)

第59条 北本市立教育センターについては、北本市立教育センター設置及び管理条例(平成元年条例第14号)の定めるところによる。

第3節 北本市障害児学童保育室

(北本市障害児学童保育室)

第60条 北本市障害児学童保育室については、北本市障害児学童保育室設置及び管理条例(平成18年条例第54号)の定めるところによる。

第4節 石戸第二学童保育室

(石戸第二学童保育室)

第61条 石戸第二学童保育室については、北本市学童保育室設置及び管理条例(平成25年条例第22号)の定めるところによる。

第6章 コミュニティ広場

(目的及び設置)

第62条 市民がつどい、つながる場所を創出し、楽しみと生きがいのある暮らしを支援するため、コミュニティ広場(以下「広場」という。)を設置する。

(名称、位置及び施設)

第63条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
コミュニティ広場	北本市栄1番地1

2 広場の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 芝生広場
- (2) グラウンド
- (3) ウォーキングコース

(行為の制限)

第64条 広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、

教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 商行為、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 展示会、集会その他これらに類する催しをするため、広場の全部又は一部を利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の場所、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更事項を記載した申請書を教育委員会に提出して、その許可を受けなければならない。

4 教育委員会は、第1項各号に掲げる行為が広場の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 教育委員会は、第1項又は第3項の許可に広場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

6 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の条件に違反したときその他不正な手段によって許可を受けたとき、又は広場の管理上必要があるときは、当該許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(行為の禁止)

第65条 広場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- (2) 広場の設備等を損傷し、又は汚損する行為
- (3) 土地の形質を変更する行為
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷する行為
- (5) 樹木を伐採し、又は植物を採取する行為
- (6) ごみその他の汚物を捨てる行為
- (7) 政治活動及び宗教活動
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認められる行為

(指定管理者による管理等)

第66条 広場の管理等については、第4条、第6条から第11条まで及び第51条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条	交流センター（前条第9号に掲げる施設に限る。以下次条第1号の規定を除き、この章において同じ。）	広場
第6条	交流センター	広場
第7条	第4条	第66条の規定により準用する第4条
	交流センター	広場
第8条	前条	第66条の規定により準用する第7条
	交流センター	広場
	第5条	第66条の規定により準用する第51条
第9条	第11条第1項	第66条の規定により準用する第11条第1項
	交流センター	広場
第10条	交流センター	広場
第11条	前条	第66条の規定により準用する第10条
第51条	ラウンジ	広場

（準用）

第67条 第14条、第15条、第17条、第18条及び第33条の規定は、広場について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第14条	第5条	第66条の規定により準用する第51条
第15条	交流センター	広場
第17条及び 第18条	交流センター	広場
第33条	第22条	第66条
	利用権利者	第64条第1項の許可を受けた者
	コミュニティセンター	広場
	前条第1項	第64条第6項

(委任)

第68条 この章に定めるもののほか、広場に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第7章 雑則

(委任)

第69条 この条例に定めるもののほか、交流センターに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3項及び附則第4項の規定 公布の日
- (2) 次項第2号の規定 令和6年4月1日
- (3) 次項第1号の規定 令和7年4月1日

(北本市勤労福祉センター設置及び管理条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 北本市勤労福祉センター設置及び管理条例（昭和53年条例第30号）

(2) 北本市コミュニティセンター設置及び管理条例（昭和55年条例第9号）

（指定管理者の指定に係る準備行為）

3 この条例の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

（利用の許可等に係る準備行為）

4 この条例の規定による施設等の利用の許可、利用料金の徴収その他施設等の利用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

（北本市保健センター等設置及び管理条例の一部改正）

5 北本市保健センター等設置及び管理条例（昭和53年条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北本市保健センター設置及び管理条例

第1条中「北本市保健センター等」を「北本市保健センター」に改める。

第2条の表北本市保健センターの項中「北本市宮内1丁目120番地」を「北本市栄1番地1」に改め、同表北本市母子健康センターの項を削る。

第3条第2号中「成人病」を「生活習慣病」に改める。

（北本市立教育センター設置及び管理条例の一部改正）

6 北本市立教育センター設置及び管理条例（平成元年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第5条 教育センターの管理は、法人その他の団体であつて、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

第6条を第14条とし、同条の前に次の8条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、教育センターの施設、設備及び備品の維持管理に関する業務を行うものとする。

(指定管理者の募集)

第7条 教育委員会は、指定管理者に教育センターの管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第8条 第5条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 教育センターの事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第9条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 前条第1号に掲げる事業計画書により教育センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (2) 教育センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (3) 第6条に規定する業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第12条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 教育センターの管理業務の実施状況

- (2) 教育センターの管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による教育センターの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項（業務報告の聴取等）

第11条 教育委員会は、教育センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第12条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（個人情報 の 適正管理）

第13条 指定管理者は、第6条に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

別表（第 2 1 条、第 3 5 条関係）

コミュニティセンターの利用料金の上限額

施設の名称及び利用区分		1 時間当たりの利用料金の上限額
会議室		2 0 0 円
軽スポーツ室・集会室		4 0 0 円
講習室 1		4 0 0 円
講習室 2		2 0 0 円
調理室		2 0 0 円
音楽室		3 5 0 円
和室		2 5 0 円
研修室		2 5 0 円
屋内運動場	全面	2, 2 0 0 円
	2 分の 1 面	1, 1 0 0 円
	4 分の 1 面	5 5 0 円

備考

- 1 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）が利用する場合の利用料金の上限額は、それぞれの額に 1 0 0 パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 営利宣伝を目的として利用する場合の利用料金の上限額は、それぞれの額に 1 0 0 パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。